

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 企業理念

当社グループは、会社を社会の公器とみなす日本の文化に立脚した経営観を大切に、社会に価値を提供する組織として発展することを目指しています。この考え方を「100年企業の創造～価値創造に全員が燃える会社～」という企業理念として掲げています。

当社グループにとっての「公器」とは、特定の利害関係者に偏らず、社会に価値を提供し、人の成長のもとに持続発展する組織を意味します。全メンバーが社会への価値提供を自由かつ創造的に行うことに燃える結果として、100年続く企業となることを目指しています。

その実現に向け、当社グループでは、組織としての自立とグループとしてのシナジーを両立させるグループ経営を実践するとともに、グループ共通の価値観として「OPEN・VALUE・STRETCH」を掲げています。「OPEN」は開かれた精神を基礎とし、「VALUE」は価値創造への情熱を育て、「STR ETCH」は最善への挑戦を続けることを表しています。

また、当社グループは、人の成長と組織の持続的な発展を支えるため、コーポレート・ガバナンスの継続的な研鑽を重視しています。さまざまなステークホルダーとの対話を通じて学び続け、特定の利害関係者に偏ることなく、社会に価値を提供できる開かれた経営を目指しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する考え方

当社では、このような企業理念のもと、「アバントグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、経営の透明性および健全性を高めるとともに、的確な意思決定に基づく迅速な業務執行およびこれらの適切な監視を可能とする経営体制の構築に取組み、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

<https://www.avantgroup.com/ja/sustainability/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/AvantCorpPolicyonCorporateGovernance2020927.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

経営理念の実現のために、当社では、(1)お客様志向、(2)高収益志向、(3)一芸志向という価値観を従業員全員が共有しております。お客様を第一と考え、さまざまな環境変化の中でお客様のニーズ・期待に応えるため、さまざまなステークホルダーと創造的会話を重ねながら人として成長し、誰にも負けない新たな価値を生み出し、高い評価を得る、そのような成長を支える好循環につながる価値観です。そのような価値観を共有するためには、年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好等の違いを超えた組織を形成することが重要であり、ダイバーシティは当社にとっても重要な課題です。適材適所を重視していることから、女性や外国籍といった特定の人材に対して各々目標は掲げておりませんが、2025年6月期における女性従業員の比率は32.6%、外国籍社員は2.9%となっております。また、当社管理職のうち、女性の比率は8.0%となっており、さまざまなバックグラウンドを持つ人材がリーダー層で活躍しております。

ダイバーシティの進展により(1)従業員がより広い視野で意見交換でき、(2)お客様へ質の高い提案ができるようになる、(3)お客様からの評価が高まる、等の効果を経て、従業員の働きがい向上につながると考えています。このため、グループ全体でGreat Place to Work(GPTW)のアンケートに参加し、働きがいスコア70ポイントを目標に置いています。

【補充原則4 - 1 後継者計画の策定】

最高経営責任者(グループCEO)の後継者については当社の重要な経営課題と認識しており、2018年6月期から取締役会にて議論をはじめました。2019年6月期は更に外部コンサルティング会社の知見も併せ取り入れ、総合的な後継者計画の策定について、検討を行っております。

2021年9月定款変更により、最高経営責任者が当然に取締役会議長となる条文を、取締役の中から選定する制度に変更しました。2022年10月、創業者である最高経営責任者の、事業会社社長兼任を解消しました。同時期に、「100年企業の創造」「経営情報の大衆化」を視覚から訴求する「クレド」として「ロゴマーク」を定め、経営理念浸透という創業者役割の一部を「ロゴマーク」に承継させ、持続的な発展を実現すべく取り組んでおります。

2025年7月23日開催の取締役会決議により、報酬諮問委員会に代えて指名・報酬諮問委員会を設置する旨の制度変更を行い、それまでの報酬に関する事項に加え、主に取締役の選解任に関する事項、後継者計画に関する事項、監査等委員を除く取締役の個別報酬に関する事項等を一体的に審議し、取締役会に答申する形となりました。これにより後継者計画の策定を更に進めていくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】(Comply)

当社には、いわゆる政策保有株式はありません。政策保有株式は、企業間取引の維持・強化を目的としたものになりますが、もし取得する場合は、そのリスクとリターンにつき財務担当取締役より取締役会に定期的に報告を行い、「資金運用規程」他に従って取締役会による承認が必要になります。なお、政策保有株式に係る議決権の行使については当社と投資先企業双方の企業価値向上に沿っているか否かを基本的な判断基準とします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】(Comply)

当社では、取締役の競業取引や利益相反取引は、取締役会での審議・決議を諮ることとしております。また、年度末に各取締役・監査等委員・執行役員に対し、関連当事者との取引に関するアンケートを実施し、会社や株主共同の利益を害していないか確認しております。なお、当事業年度において、関連当事者間の取引はありません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】(Comply)

当社では、企業年金基金制度はありませんが、従業員の安定的な資産形成のために2025年2月に国内のグループ会社に企業型確定拠出年金(DC)を導入いたしました。導入にあたっては基本的知識や、運用に関する注意事項についての理解を深めるため、説明会の開催、社内のポータルサイトでの関連資料や説明動画の掲載などを行い、ライフプランを踏まえた資産形成の支援に取り組んでおります。

【原則3-1 情報開示の充実】(Comply)

(1) アバントグループの経営理念を含めた理念体系を定め、経営理念の実現に向けた経営戦略や中期経営計画を公表しております。経営理念については本報告書にも記載しておりますが、その詳細、および経営戦略・中期経営計画については当社のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。

(3) 役員の報酬等を決定するにあたっては、中長期的な企業価値向上と株主との価値共有を目指し、継続的な成長を実現するためのインセンティブ体系とすることを基本方針としております。取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別の報酬等については、各取締役の職務内容や責任範囲、市場全体あるいは業界全体の水準を勘案し、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議により決定しております。役員報酬体系については、経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」で詳しく説明しております。

(4) 経営幹部の選任及び取締役候補者の指名にあたっては、当社の経営理念をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有するとともに、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な資質を有し、取締役相互の牽制・監視機能の強化及び取締役会の実効性確保に貢献できる者を候補者としております。また、知識・経験・能力・多様性にも十分に考慮しております。

取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会の答申・助言を得て、取締役会で審議・決定しております。社外取締役については、これらに加えて、当社の独立性基準を満たすとともに、独立した客観的な立場から経営の監督及び助言を行うことができる者を候補者としております。

(5) 社外取締役候補者の選任理由・期待する役割等につきましては、株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】(Comply)

国連気候変動に関する政府間パネルが指摘するように、地球の温暖化は想定を上回るペースで進捗しており、気候変動が経済活動に与える影響は無視できなくなってきていると認識しており、経営課題としてリスク・機会を特定し、企業価値向上につなげていかなければならないと考えております。

当社が創業来の経営理念として掲げる「100年企業の創造」は、変化の激しい市場環境に対して適応能力の高い自立した組織による継続的な事業成長の実現という、サステナビリティ思想を反映するものです。会社は利益を追求さえすればよいのではなく、社会や環境とのバランスの中で持続可能な企業価値創造を、当社としてどう実現していくかを常に考えて行動しております。当社は2020年8月25日に国連グローバル・コンパクトに署名、2021年12月22日には気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同しました。これを契機として、サステナビリティを実現するためのスクアセメントを行いながら、グループとして対応できることを考え、実施しています。

当社グループの2026年6月期における温室効果ガス排出量については、Scope1はゼロ、Scope2及びScope3について実績を算定しております。なお、2026年4月から2026年6月までのScope2の算定に使用した電力会社係数が未公表であったため、2026年3月の電力係数を使用して算定しており、当該係数の公表後に再算定した場合、実績値が変更される可能性があります。

また、温室効果ガス排出量の削減に向け、事業活動に伴う環境負荷の低減を進めております。

また、社会、顧客に対する責任として、当社グループにとっての最大のリスクは、サイバー攻撃により、お客様へのサービスの提供の継続性が失われることと考えております。特に当社グループの提供するサービスはお客様の決算情報の作成、経営判断に貢献する情報の生成と開示という、企業の存続に関わる重要な情報の形成に広く貢献しているため、当社グループのサービスの継続性は非常に重要な問題であると考えております。こうしたリスクに対してはリスクマネジメント委員会で適正なBCPを検討し、その経過を取締役に報告することとしております。

サステナビリティについての取組みにつきましては当社のホームページ上でご確認下さい。

<https://www.avantgroup.com/ja/sustainability.html>

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】(Comply)

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会やその意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員制度等により、経営の意思決定・監督と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて開示しております。取締役会は、法令および定款に定められた事項、当社およびグループの当社子会社の重要事項等を決定することとしつつ、2022年9月に監査等委員会設置会社移行に伴い、業務執行決定権限の一部を業務執行取締役に移譲する体制としました。なお、当該権限委譲は、取締役会構成の変化を踏まえ、毎定時株主総会直後の取締役会にて見直し決定することとしております。2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、取締役の構成を変更し、新たな取締役会体制へ移行しております。また、これに伴い執行役員制度を廃止し、経営陣による業務執行体制を再構築しております。当社子会社の取締役会が重要事項を決定しますが、グループにとって重要な影響のある(ア)投資、(イ)役員人事、(ウ)資本政策を含むファイナンスの3点に関しては当社から承認を得る規程・運用にしております。当社子会社とは、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制としており、その結果は当社の取締役会に報告されております。当社子会社の取締役会は毎月開催されていることを当社のグループ法務部門が確認しております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】(Comply)

取締役会は、グループCEOもしくはグループCEOから委任されたグループCxOからの提案を随時受け付け、当該提案が経営理念や単年の事業計画および中期経営計画等に沿うものであることを多角的かつ十分に検討を行うとともに、取締役会で承認された提案は、グループCEOをはじめとしたグループCxOが中心となって実行します。その円滑な実行のために、取締役会は、人事・財務その他必要な支援を行います。

【補充原則4-2 持続的な成長に向けた健全な経営陣の報酬】(Comply)

当社の役員報酬については、中長期的な企業価値向上と株主との価値共有を目指し、継続的な成長を実現するためのインセンティブ体系とすることを基本方針としております。中期経営戦略達成を前提に、事業の短期・中期的成長に向けて強い動機づけを図るとともに、評価指標について高い客観性・透明性を確保し、経営陣のモチベーションを効果的に引き出し、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることとしております。取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬(金銭)、短期業績連動報酬(金銭)及び中長期業績連動報酬(株式)で構成しております。各報酬の割合は、業績目標達成時を目安として、固定報酬45%~50%、短期業績連動報酬15%~20%、中長期業績連動報酬35%としております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、従来、業績連動報酬を適用せず固定報酬のみとしておりました。

2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬等の額及び内容改定の件」が承認可決されたことにより、2027年6月期から、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)を株式報酬の対象に追加しております。社外取締役に対する株式報酬は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担うことを踏まえ、業績に連動しない報酬としております。報酬限度額は年額20,000千円(年間20,000株、1名当たり年間10,000株)としております。

また、同日開催の第30期定時株主総会において、第5号議案「監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されたことにより、2027年6月期から、監査等委員である取締役についても、固定報酬とは別枠で株式報酬制度を導入しております。本株式報酬についても、監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担うことを踏まえ、業績に連動しない報酬としております。報酬限度額は年額20,000千円(年間20,000株、1名当たり年間10,000株)としております。

なお、これらの報酬制度の改定については、過半数が社外取締役によって構成される指名・報酬諮問委員会において複数回にわたり審議し、同委員会の答申内容を踏まえて取締役会において審議した上で株主総会に付議しております。役員報酬体系については、経営上の意思決定、

執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」で詳しく説明しております。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】(Comply)

2018年5月より筆頭独立社外取締役を選任しています。独立社外取締役における互選にて後藤 千恵氏が筆頭独立社外取締役に選任されたことを、2026年9月25日の取締役会で報告を受けております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】(Comply)

独立社外取締役については、会社法・金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準を以下の通り設けております。なお、取締役会において、社外取締役は客観的・中立的な見地から積極的に意見・助言を行っており、建設的な検討に十分貢献しております。

アバントグループ社外取締役の独立性基準

社外取締役は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

(1) 現在および過去10年間に於いて当社または当社の子会社もしくは関連会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、社員、使用人)であった者

(2) 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者またはその業務執行者

(3) 当社グループを主要取引(注1)先とする、または当社グループが主要取引(注1)先とする者またはその業務執行者

(4) 当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額(注2)の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者

(5) 当社グループから年間1,500万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者

(6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

(7) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

(8) 過去3年間に於いて上記2～7に該当する者

(9) 上記1～8に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族

(注1) 主要取引とは、年間連結売上高の2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の2%を超える金銭の融資をいう。

(注2) 多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間1,500万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の2%もしくは金額1,500万円のいずれか高い方を超えることをいう。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】(Comply)

当社の取締役会は、**監査等委員でない取締役3名(うち社外及び独立役員2名、女性1名)と監査等委員である取締役3名(うち社外及び独立役員2名、女性1名)で構成され、意思決定プロセスの独立性、客観性及び説明責任の強化を図っております。

当社は、役員の指名及び報酬の決定プロセスに客観的な視点を取り入れ、取締役会の監督機能を強化するため、2025年7月23日開催の取締役会において、従来の報酬諮問委員会に代えて指名・報酬諮問委員会を設置することを決議しました。同委員会は、独立社外取締役2名と代表取締役グループCEOの計3名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任しております。

指名・報酬諮問委員会では、取締役の選解任、後継者計画、監査等委員を除く取締役の個別報酬等の事項を審議し、取締役会に答申・助言を行っております。

2026年6月期においては、同委員会を6回開催し、事業会社トップのアサイン・育成、次世代リーダーのマネジメント体制、グループ執行役員制度の在り方や役割、役員報酬制度、短期・長期インセンティブの方針、新設子会社における短期インセンティブ指標の設定等について、幅広く審議・検討を行いました。

また、取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申・助言を得て、取締役会で審議・決定することとしております。

なお、2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名及び監査等委員である取締役3名の選任議案が承認可決されたことを前提として、新たな取締役会体制に移行しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての多様性および規模に関する考え方】(Comply)

当社の取締役会は企業価値の向上を目的として、リーダーシップ(経営者経験)、IT業界/SaaS経験、企業価値の知見、Globalビジネスの経験、組織・人材への知見、財務・会計、法務・コンプライアンスといった多様かつ専門的な経験・知見を有する候補者の中からダイバーシティにも配慮しながら選任しております。取締役会として人材の多様性や知識・経験・能力のバランスは十分に考慮され、高度な意思決定能力を保つ水準であると考えております。社外取締役の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。当社の取締役会の構成メンバーのスキルマトリクスは報告書末尾の2番目の図のとおりです。

【補充原則4 - 11 取締役の兼務】(Comply)

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等において毎年開示しております。他社との兼任については、当社の取締役としての業務執行に支障がないことを確認し選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価および結果の開示】(Comply)

当社は、持続的な企業価値向上を実現することを目的に、取締役会の責務・構成・運営等に対する課題を認識し、継続的な改善に取り組んでいます。取締役会は、毎年各取締役の自己評価等を踏まえ取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

< 評価方法 >

分析・評価の独立性・客観性を高める観点から第三者機関による評価を2018年6月期、2019年6月期と実施してきましたが、定量評価が中心で課題が明確になりにくいと取締役会の指摘があり、2020年6月期以降は当社独自のアンケート調査を中心に、適宜第三者機関による取締役・監査役に対するインタビューを行うこととしました。

2021年6月以降はより明確に課題を把握するため、課題の評価と対応策について意見を記述できるようアンケートフォームを独自に作成して実施しております。アンケート調査は2026年6月に自社製品である取締役会DXクラウド「TRINITY BOARD」のアンケート機能を活用して監査等委員を含む全取締役に対して実施し、その結果を2026年8月5日の取締役会に報告しております。

< 評価結果の概要 >

アンケート回答を総括すると、取締役会並びに指名・報酬諮問委員会は有効に機能していることが確認されました。また、取締役会DXクラウド「TRINITY BOARD」の活用を通じて効率的な運営がなされていることや、オフサイトミーティングの開催によるモニタリング強化への取り組みもあり、取締役会の実効性についての評価は総じて高く、適切に運営されていると評価されました。一方で、主に以下の点については課題と認識しております。

(1) 取締役会の組織について

取締役会の組織としては、以下の通り意見・課題が指摘されました。

- ・グループCEOをはじめとしたマネジメントチームのサクセッションについての議論の深耕
- ・AIを含むITの急進に係る知見、業界の動向を先取りできる鋭敏な感覚といったスキルの確保
- ・米国でのIT分野における起業や経営経験を有する経営者人財の参加

(2) 取締役会の議題について

取締役会の議題については、以下の通り意見・課題が指摘されました。

- ・グループ会社を含めた人的資本投資(人材育成・採用・育成方針)の状況についての報告・議論の充実

- (3)取締役会の運営について
- ・「TRINITY BOARD」への取締役会資料提出の早期化
 - ・取締役会資料の量を削減するとともに論点を明確化し、本質的な議論に踏み込めるよう資料を改善すること

< 今後の対応 >

以上の指摘を踏まえ、2027年6月期の取締役会の運営については以下の対応を推し進めることを報告しております。

- (1) マネジメントチームのサクセッションにつながる議論の継続
(2) 取締役会資料提出の早期化と論点の明示化
(3) 人的資本投資(人財育成・採用・育成方針)の状況報告の強化

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】(Comply)

当社は、取締役候補者の選任にあたっては、人格、経験、専門性および広い見識等を備えているかを考慮し、また当社グループの事業内容に関する経験・知識を有することを重視しております。なお、トレーニングの方針については、当社ホームページ上に開示している「コーポレート・ガバナンス基本方針」に規定しております。

<https://www.avantgroup.com/ja/sustainability/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/CG.pdf>

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】(Comply)

当社は、株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが当社の持続的な企業価値向上に資すると認識しております。このため、IR担当部門を中心に、経営企画、財務その他の関係部門が連携し、代表取締役社長(グループCEO)をはじめとする経営陣が適切に関与する体制を整備しております。

株主・投資家との対話においては、当社の経営戦略、中期経営計画、業績及び資本政策等について、適時かつ適切な情報提供を行うとともに、対話を通じて得られた意見・要望について、必要に応じて取締役会等に報告し、経営に活用しております。

また、取締役会においては、機関投資家とのミーティング状況や株価対策についても報告・議論を行っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】[英文開示あり]

2025年9月25日開示の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に概要を記載しております。ご参照ください。

URL: https://www.avantgroup.com/ja/ir/irnews/auto_20250922561057/pdfFile.pdf

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2025年9月25日

該当項目に関する説明

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、取組みや検討状況を記載してください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森川 徹治	9,781,466	27.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,578,400	7.35
野城 剛	1,868,800	5.32
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,600,000	4.56
アバントグループ従業員持株会	1,306,700	3.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,089,499	3.10
中山 立	659,784	1.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	555,200	1.58
川村 時生	550,000	1.57
和田 淳一	514,200	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当ありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中条 薫	他の会社の出身者											
安部 和志	他の会社の出身者											
後藤 千恵	弁護士						○					
中野 誠	学者						○				○	

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

中条 薫		○	当社グループとの間に、当社の意思決定に影響を与えるおそれのある取引その他の特別な利害関係はありません。	富士通株式会社においてモバイルフォン、ユビキタスIoT、AIサービス及びソフトウェア事業等の開発・事業運営に携わり、海外研究拠点での経験も有するなど、IT・AI・ソフトウェア分野に関する豊富な知見を有しております。加えて、株式会社SoW Insightの代表取締役社長としての経営経験を有していることから、当社のソフトウェアドリブン戦略、グローバルな事業展開及び企業価値向上に関する監督・助言に貢献いただけるものと判断しております。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。
安部 和志		○	当社グループとの間に、当社の意思決定に影響を与えるおそれのある取引その他の特別な利害関係はありません。	ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)において海外事業を含むグローバルな事業運営に長年携わり、執行役専務等として経営・人事・総務等の幅広い領域を担った経験を有しております。また、現在はソニーユニバーシティ学長として次世代経営者の育成に取り組んでいることから、当社のグローバル展開、人財・組織戦略及び企業価値向上に関する監督・助言に貢献いただけるものと判断しております。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。
後藤 千恵	○	○	同氏が社外取締役(監査等委員)を務める東邦ホールディングス株式会社と当社の全額出資子会社である株式会社ディーバは取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	一般事業会社での職務経験に加え、弁護士及び公認会計士の資格を持ち、M&A、税務コンプライアンス、ハラスメント事案を含め、これまで様々な企業に法務・財務会計の専門家の立場で関与されてきました。また、現在当社社外監査役としてその職責を適切に果たしており、今後も当社において法律・会計専門家としての豊富な知見を活かし、監査等委員である取締役として経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言をいただき、当社取締役会の機能強化が期待されると考えています。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。
中野 誠	○	○	同氏が教授を務める一橋大学大学院と主に寄付講座及び経営者育成プログラムに伴う取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、寄付金額は当社が社外取締役の独立性基準に定める1,500万円未満であることから、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	経営学、会計学、コーポレート・ファイナンス等幅広い分野で深い知見を持ち、当社のマテリアリティでもある企業価値をテーマに実業・学術方面において幅広く研究ネットワークを築かれています。また、上場企業の経営幹部を対象とする財務・企業価値研修を数多く実施しております。当社においても、当社のみならずお客様の企業価値向上に向けて助言いただくほか、当社の次世代経営陣の育成においても活躍していただけると判断しています。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
--------	---------	----------	----------	---------

監査等委員会	3	1	1	2	なし
--------	---	---	---	---	----

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社では、取締役会にて「内部統制システム整備に関する基本方針」にて以下の内容を決議しており、監査等委員から職務の補助の求めがあった場合は当該方針に基づき迅速に事務局を設置することとなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、決算会計監査報告会に出席し、監査法人から報告を受けるとともに、聴取・討議の機会を設け、相互に業務・財務における内部統制の状況について確認を行うことにより連携を図っております。
監査等委員会と内部監査担当者は、業務監査の連携を取り、効率的な監査に努めているほか、相互に聴取・討議の機会を設け、経営と業務執行の状況が適正かつ効率的であることの確認を行うことにより、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2025年7月23日開催の取締役会決議により、報酬諮問委員会に代えて指名・報酬諮問委員会を設置する旨の制度変更をしております。指名・報酬諮問委員会は、主に取締役の選解任に関する事項、後継者計画に関する事項、監査等委員を除く取締役の個別報酬に関する事項等を一体的に審議し、取締役会に答申いたします。2026年6月期には、事業会社トップのアサイン・育成、次世代リーダーのマネジメント体制、グループ執行役員制度の在り方や役割、役員報酬制度、短期・長期インセンティブの方針等について審議・検討を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

当社は、中長期的な企業価値向上と株主との価値共有を目指し、継続的な成長を実現するためのインセンティブ体系として、業績連動報酬制度及び株式報酬制度を導入しております。

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する短期業績連動報酬については、当社の中長期経営戦略、中期経営計画及び年度業績において一貫して重視している連結税引後純利益の対前年比増減を業績指標とし、役位等に応じて定める基準額に、当該業績指標に応じて0%から150%の範囲で設定される短期インセンティブ係数を乗じて算定した金銭を支給することとしております。

また、中長期業績連動報酬については、長期にわたる当社の企業価値向上を図るインセンティブを取締役に付与するとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社TSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))をTOPIXの成長率で除して算出する「当社株式成長率」を業績指標とし、その達成度に応じて算定した数の当社普通株式を交付する制度としております。

さらに、2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬制度を改定し、社外取締役にについても、持続的な株価向上による株主との価値共有をより一層図ることを目的として、非業績連動の株式報酬制度の対象としております。また、監査等委員である取締役にについても、同様に株主との価値共有及び企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、非業績連動の株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬、業績連動報酬の割合は、業績目標達成時を目安(業績連動賞与の係数100%を基準)として以下の通りとなっております。なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬及び非業績連動の株式報酬を支給しております。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)報酬の構成比

取締役(監査等委員である取締役を除く) 固定報酬(金銭):45~50% 短期業績連動報酬(金銭):15%~20% 中長期業績連動報酬(株式):35%

前年度における取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等の額は下記の通りです。このうち取締役の個人別の報酬等については、「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の算定プロセスに基づいて行い、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬及び非業績連動の株式報酬で構成しております。固定報酬については、年額55,000千円を超えない金額で、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数区分

(1)取締役(監査等委員を除く。)(うち社外取締役):対象となる役員の員数は4名(2名)

1)報酬等の総額:108百万円(20百万円)

2)報酬等の種類別の総額

固定報酬(金銭):108百万円(20百万円)

短期業績連動報酬(金銭):-(-)

中長期業績連動報酬(株式):-(-)

(2)取締役(監査等委員)(うち社外取締役):対象となる役員の員数は3名(2名)

1)報酬等の総額:38百万円(22百万円)

2)報酬等の種類別の総額

固定報酬(金銭):38百万円(22百万円)

短期業績連動報酬(金銭):-(-)

中長期業績連動報酬(株式):-(-)

(3)合計(うち社外取締役):対象となる役員の員数は7名(4名)

1)報酬等の総額:146百万円(42百万円)

2)報酬等の種類別の総額

固定報酬(金銭):146百万円(42百万円)

短期業績連動報酬(金銭):-(-)

役員ごとの連結報酬等の総額等連結報酬等の総額が1億円以上であるものではありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・ 役員の報酬等の額とその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

1. 報酬体系・報酬額決定プロセス

当社の役員報酬の決定に関する方針及び算定方法、取締役・執行役員の報酬体系・報酬額等の基準については、取締役会決議により決定しております。その内容の概要は、以下「2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬」並びに以下「業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法」の通りです。

また、役員の指名及び報酬の決定プロセスの独立性、客観性、説明責任を強化するため、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、独立役員2名と代表取締役グループCEOの計3名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任します。外部有識者のアドバイスを受けて市場全体あるいは業界全体の水準も勘案する等、客観性の担保に努め、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、取締役会が決定しております。

指名・報酬諮問委員会では、主に取締役の選解任に関する事項、後継者計画に関する事項、監査等委員である取締役を除く取締役の個別報酬に関する事項等を一体的に審議し、取締役会に答申・助言しております。

当事業年度の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申・助言を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると取締役会として判断しております。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、毎月支給する固定報酬(金銭)、短期業績連動報酬(金銭)及び株式報酬により構成しております。

固定報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を支給しております。固定報酬の限度額につきましては、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において、当社の取締役に対する固定報酬の年額は150,000千円以内(同株主総会直後の取締役の数は4名(うち社外取締役2名))としてご承認いただいております。2026年9月25日開催の第30期定時株主総会における報酬制度の改定により、このうち社外取締役に対する固定報酬は年額50,000千円以内としております。

短期業績連動報酬は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象として、事業年度ごとの業績等に連動する金銭報酬としております。その限度額については、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において、対象取締役1名当たり年額41,250千円以内として承認されております。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対する株式報酬については、より長期にわたる当社の企業価値向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期業績連動報酬としております。当該報酬は、対象期間における当社TSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))を同期間における東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出する当社株式成長率に応じて算定する数の当社普通株式を交付するものです。

当該株式報酬の限度額は、年額100,000千円以内、年間100,000株以内、対象取締役1名当たり年間60,000株以内としております。

さらに、2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、持続的な株価の向上による社外取締役と株主との価値共有をより一層図り、社外取締役に對しても当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)についても株式報酬制度の対象としております。社外取締役は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、当該株式報酬は業績に連動しないものとし、その限度額は年額20,000千円以内、年間20,000株以内、1名当たり年間10,000株以内としております。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の各報酬の割合は、業績目標達成時を目安(短期インセンティブ係数100%を基準)として、固定報酬45%～50%、短期業績連動報酬15%～20%、中長期業績連動報酬35%としております。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、業績連動報酬は適用せず、固定報酬及び非業績連動の株式報酬を支給しております。

3. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬額は、固定報酬(金銭)及び非業績連動の株式報酬により構成しております。

固定報酬については、業務執行に対する監督機能及び監査機能を担う職責及び役割に鑑み、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。固定報酬の限度額は、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において年額55,000千円以内として承認されております。

また、2026年9月25日開催の第30期定時株主総会において、監査等委員である取締役と株主との価値共有をより一層図り、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、固定報酬とは別枠で株式報酬制度を導入しております。監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、当該株式報酬は業績に連動しないものとしております。その限度額は年額20,000千円以内、年間20,000株以内、1名当たり年間10,000株以内としております。

・ 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法

1. 短期業績連動報酬

1. 短期業績連動報酬

短期業績連動報酬は、金銭で支給する報酬制度となっており、役位等に応じて定める基準額に対して、短期インセンティブ係数を乗ずることで金額が算出されます。具体的には以下の計算式により算出されます。

短期業績連動報酬 = 短期業績連動報酬基準額 × 短期インセンティブ係数

(1) 当社

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本「業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法」において「対象取締役」といいます。)に対して支給する短期業績連動報酬は、当社の中長期経営戦略、中期経営計画、年度業績の中で一貫して重視されている連結税引後純利益の対前年比増減と連動して算出された額の金銭を支給します。役位等に応じて定める基準額(業績連動賞与基準額)に対して、連結税引後純利益の対前年度からの変動に応じて0%から150%の範囲で設定される短期インセンティブ係数を乗ずることで金額が算出されます。

係数の算出方法は以下の通りです。

当期連結税引後純利益を「a」、前期連結税引後純利益を「b」とした場合、以下の算式で算定された値を係数としています。

「a」が「b」以下の場合:0

「a」が「b」を超えて、かつ「b」×137.5%未満の場合: $(a \div b - 1) \div 0.375 \times 1.5$

「a」が「b」の137.5%以上の場合:1.5

業績指標となる当連結会計年度の当期税引後純利益は2,985百万円で、前期連結税引後純利益(3,434百万円)を下回りましたので、短期業績連動報酬の支給はありません。

短期インセンティブ係数 = 0

(2) 当社の子会社

当社の子会社の取締役(株式会社アバント、株式会社ジール、株式会社ディーバ)に対して支給する業績連動賞与は、当該子会社の売上高成長率にIBTM利益率を加えて算出されるGPPを指標として採用しています。

GPP = 売上高成長率 + IBTM利益率(注)

(注)売上高成長率 = (当事業年度売上高 ÷ 前事業年度売上高) - 1

IBTM利益率 = IBTM ÷ 売上高

* IBTM = 税引前当期純利益 + 経営管理料(前年売上高の2.3%) + 従業員株式報酬(2025年7月1日～2026年6月30日まで在籍した従業員の人数 × 50千円) + 信託手数料

業績連動賞与は、業績連動賞与基準額に、GPPの達成度に応じて0%～150%の範囲で設定される短期インセンティブ係数を乗じて支給額を決定します。係数の算出方法は以下の通りです。

GPPが17.3ポイント以下の場合:0

GPPが17.3ポイント超22.3ポイント以下の場合: $(GPP - 17.3 \text{ポイント}) \div 10 \text{ポイント}$

GPPが22.3ポイント超27.3ポイント以下の場合: $0.5 + ((GPP - 22.3 \text{ポイント}) \div 20 \text{ポイント})$

GPPが27.3ポイント超42.3ポイント以下の場合: $0.75 + ((GPP - 27.3 \text{ポイント}) \div 60 \text{ポイント})$

GPPが42.3ポイント超62.3ポイント以下の場合: $1 + ((GPP - 42.3 \text{ポイント}) \div 40 \text{ポイント})$

GPPが62.3ポイント超の場合:1.5

A. 株式会社アバント

業績指標となる当事業年度のGPPIは19.66ポイントとなりました。

これを上記の算式に当てはめた結果、短期インセンティブ係数は以下の通り0.23となりましたので、短期業績連動報酬として、短期業績報酬基準額(46百万円)の23%を支給いたします。

短期インセンティブ係数 = $(GPP: 19.66 \text{ポイント} - 17.3 \text{ポイント}) \div 10 \text{ポイント} = 0.23$

B. 株式会社ジール

業績指標となる当事業年度のGPPIは24.73ポイントとなりました。

これを上記の算式に当てはめた結果、短期インセンティブ係数は以下の通り0.62となりましたので、短期業績連動報酬として、短期業績報酬基準額(17百万円)の62%を支給いたします。

短期インセンティブ係数 = $0.5 + ((GPP: 24.73 - 22.3 \text{ポイント}) \div 20 \text{ポイント}) = 0.62$

C. 株式会社ディーバ

業績指標となる当事業年度のGPPIは、44.33ポイントとなりました。

これを上記の算式に当てはめた結果、短期インセンティブ係数は以下の通り1.05となりましたので、短期業績連動報酬として、短期業績報酬基準額(38百万円)の105%を支給いたします。

短期インセンティブ係数 = $1 + ((GPP: 44.33 - 42.3 \text{ポイント}) \div 40 \text{ポイント}) = 1.05$

2. 中長期業績連動報酬

業績目標の達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。

(注)中長期業績連動報酬(株式)については、2024年9月25日開催の第28期株主総会決議により、2024年9月～2025年9月の対象期間以降は当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて当社の普通株式を交付するスキームに変更するとともに、当該取締役が当社の取締役等、当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位からも退任した直後の時点までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をできない譲渡制限を付す旨の改定をしております。なお、1事業年度当たりの支給金額及び制度の対象となる取締役に対する交付株式数等の実質に変更はございません。

報酬の種類: 非業績連動株式報酬

概要: 社外取締役については、持続的な株価の向上による株主との価値共有をより一層図り、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、株式報酬を支給することとしています。ただし、社外取締役は客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担うことから、交付する株式数は業績に連動しないものとします。

当事業年度に支給するか否か等につき決定をした中長期業績連動報酬(株式)のうち、改定後制度に基づく2024年9月から2025年9月までを対象期間とするものについて、パート との関係では2024年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を、2024年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値が下回ったため、株式交付は0となりました。

パート に関しては、対象期間中の当社TSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))は74.4%、TOPIX成長率119.2%となり、当社TSRはTOPIX成長率を下回りました。

これは下記株式交付割合の : 当社株式成長率(A)が100%未満の場合にあたるため、株式交付は0となりました。

【社外取締役のサポート体制】更新

現在、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を補佐する専従者はありませんが、連絡を含む事務・その他職務の補助については、管理部門担当者が行っております。

社外取締役への連絡は、事務補助担当者から、また、監査等委員である社外取締役への連絡については、常勤監査等委員または事務補助担当者から、取締役会議案資料その他の必要な情報を提供するとともに、可能な限り事前の説明、案内等による情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）取締役会

当社の取締役会は現在、監査等委員でない取締役3名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）により構成されております。原則として、毎月第3月曜日の翌々営業日に定時取締役会を開催し、必要な議案等がある場合には、随時臨時取締役会を開催して、経営上の重要な意思決定を行っております。

当社は、監査等委員会設置会社として、業務執行に係る意思決定権限の一部を業務執行側に委譲することにより、取締役会が経営戦略に関する重要な事項の意思決定及び業務執行の監督に注力し、業務執行の機動性・迅速性の確保と取締役会の監督機能の強化を図っております。

（2）執行体制

取締役会により選任された代表取締役社長とグループCxOが業務執行を分担する体制としています。グループ経営会議は、グループ経営を通じた持続的成長と企業価値向上を目指し、グループCEOが議長となり、グループCFO、グループCBO、グループCRO、グループCPO、グループCTO、グループCCO、グループCIO、グループCHRO、グループCLO、グループCISO及びCMOが参加し、業務執行上の重要な課題に関する議論やそれぞれの担当業務について報告する体制となっており、グループ経営における業務執行上の重要事項については、グループ経営会議メンバーから取締役会に報告を行っております。なお、各CxOの正式名称は以下となります。

Chief Executive Officer、

Chief Financial Officer、

Chief Business development Officer、

Chief Risk-Management Officer、

Chief Product Officer、

Chief Customer Officer、

Chief Information Officer、

Chief Technology Officer、

Chief Information Security Officer、

Chief Management Officer、

Chief Human Resources Officer、

Chief Legal Officer、

また、主要グループ各社の取締役会には、グループ経営会議メンバーの全員が参加し、各社の執行状況の把握とリスク管理に努めております。

（3）監査・監督

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の計3名で構成されております。

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。監査等委員会では、監査等委員会が定めた監査の方針と分担に従い、また監査計画に基づいて、取締役の業務執行について公正・客観的な立場から経営のモニタリングを行っております。

また、内部監査部門は、会計監査人や監査等委員会と内部監査計画及び内部監査報告の共有を実施するなど、相互に連携しております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、監査を受けております。

（4）取締役報酬の決定に関する方針

取締役の報酬制度については、【取締役報酬関係】（報酬額またはその算定方法の決定方針の開示内容）において詳細に説明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会による各取締役の監督機能の強化を通じ、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、現在のコーポレート・ガバナンス体制を通じて、意思決定の迅速化・効率化を確保する一方、取締役の業務執行を適正に監視・監査し、経営の透明性の確保に努めております。また、複数の社外取締役を選任するとともに、監査等委員である社外取締役をメンバーに含む指名・報酬諮問委員会を設置するなど、社外の意見を取り入れることで、健全な企業統治を行っております。

当社は、企業理念である「100年企業の創造」の実現に向け、取締役会による経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督と、経営陣による迅速かつ適切な業務執行との適切な役割分担を図り、持続的な企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に取り組んでおります。

また、指名・報酬諮問委員会は、役員の指名及び報酬の決定プロセスに客観的な視点を取り入れ、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として設置しております。監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名及び監査等委員である社外取締役2名の計3名で構成し、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の業務執行について公正・客観的な立場から経営のモニタリングを行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として開催日の3週間前発送を心掛けております。また、株主の皆様への早期の情報提供の観点から、発送に先立ち、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日について信託銀行と確認のうえ、集中日を避けるべく開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能としており、株主の皆様が議決権を行使しやすい環境の整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は英訳版も作成し、当社や東京証券取引所のホームページに等に掲載しております。
その他	株主総会の説明事項について、パワーポイントや動画を使用し分かり易い説明、議事進行等の運営の工夫を行うことを継続しており、2020年9月開催の第24期定時株主総会から総会の動画のライブ・アーカイブ配信も行っております。なお、当社ホームページには招集通知、株主通信、決議通知、議決権行使結果の臨時報告書を日英で掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP(IRページ)に「情報開示方針」としてディスクロージャーポリシーの公表を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	時期は不定期となっていますが、必要に応じて個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算公表後の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの情報発信を継続的に強化しており、個別面談等に積極的に対応しております。なお、海外投資家向け説明会の定期開催については、現時点では予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社HP上にIRサイトをオープンし、適時開示資料のほか、決算説明資料・財務報告書等を四半期毎に掲載しているほか、決算説明会の様子をビデオ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者を設置し、財務その他の関係部門の担当者が連携・協力してIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報の取扱いについて注意を促し、情報漏洩やインサイダー取引を未然に防止することを目的として「インサイダー情報管理規程」を制定しております。 また、グループ全体の社員の企業倫理・コンプライアンス意識の徹底を図るため、その行動基準に関する規程を制定して、コンプライアンスの基本方針を定め、「コンプライアンス規程」により、コンプライアンスの徹底を図っております。グループ理念「100年企業の創造」を実現するうえで、社会・環境との関わりを従業員一人一人が意識し、行動することが重要と考え、「アバントグループ人権方針」・「アバントグループ環境方針」を定め、2020年7月22日の取締役会で承認されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業理念「100年企業の創造」のもと、経済活動、環境保全及び社会的公正のバランスに配慮し、持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進しております。2020年8月25日に国連グローバル・コンパクトに署名し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野における基本原則を支持しております。また、2021年7月1日から、当社グループが使用する電力のグリーン化に取り組んでおります。2026年6月期においても、グリーン電力証明書の購入によるカーボンオフセット、国連グローバル・コンパクトのCOP (Communication on Progress) の提出、TCFDに基づく温室効果ガス排出量開示の更新等を実施しております。また、スポーツイベントや文化活動への支援を通じた地域社会への貢献にも継続して取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示方針」を作成し、当社HP (IRページ) で公表しております。 (https://www.avantgroup.com/ja/ir/policy.html)
その他	グループの行動基準に基づき、透明性の高い組織を志向し、徹底した顧客志向により常に新たな価値創造に取組み、自らの成長を楽しむことを通じて、当社グループ事業に関わるすべてのステークホルダーを尊重した活動・行動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

社会の公器として会社組織・活動の責任を果たし、事業の成長性と会社組織の継続的・効率的な運営を目的として、当社は株主総会を会社の最高機関とし、次の通りの機関設計および内部統制システムを構築しております。

- ・取締役会を設置し、代表取締役を選定することによる、的確な意思決定と迅速な業務執行。
- ・監査等委員会を設置し、監査等委員会による取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定。
- ・会計監査人を設置し、会計監査による財務報告および内部統制の適正性の確保と開示・情報提供機能の向上。
- ・リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会の設置による重要なリスクへの対応、法令・諸規則の遵守・浸透ならびに情報セキュリティへの対応。

(2) 内部統制システムの整備状況

以下の通り内部統制システム整備に関する基本方針を取締役会で決議して運用しております。

内部統制システム整備に関する基本方針

1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、グループの行動基準を遵守し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、率先垂範して適切に業務を執行し、使用人への周知徹底を図る。
- ・リスクマネジメント委員会の委員長が指名した当社グループ各社のリスク管理責任者は、リスクマネジメント委員会でその重要課題と対応について審議、検討するとともに、取締役会へ報告する。
- ・コンプライアンス委員会の委員長が指名した当社グループ各社のコンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会でコンプライアンス状況の確認とその重要課題と対応について審議、検討するとともに、取締役会へ報告する。
- ・法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部の弁護士及び監査等委員である取締役を窓口とする内部通報制度を構築し、運用する。
- ・監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、適切に保存及び管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を図る。
- ・リスクマネジメント委員会を設置し、グループCRO (Chief Risk-Management Officer) を委員長として、その重要課題と対応についてリスクマネジメント委員会で審議、検討するとともに、取締役会へ報告する。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理する。
- ・コンプライアンスの徹底には、コンプライアンス委員会において管理及びその対応を強化する。
- ・情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の管理及びその対応を強化する。
- ・業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督する。
 - ・取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、規程に定められた権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行う。
 - ・経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進する。
 - ・経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、監査等委員でない取締役の任期は1年とする。
- ##### 5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進する。
 - ・当社子会社は、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役等の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制とする。当社子会社の取締役会が重要事項を決定するものの、グループにとって重要な影響のある(ア)投資(イ)役員人事(ウ)資本政策を含むファイナンスの3点に関しては当社から承認を得ることとする。
 - ・当社子会社は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、当社の法務部門が開催状況を確認する。
 - ・当社子会社従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反もしくは社会通念に反する行為が行われていることを知った時には、内部通報制度窓口へ報告又は相談する。

- ・子会社の法令遵守その他コンプライアンスに係る問題については、コンプライアンス委員会にて支援を実施する。

- ・当社子会社の業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施し、業務及び資金の適切な管理と当社への報告により、リスクの未然防止を図る。
- ・当社子会社の業務の適正の確保については、内部監査部門により定期的に内部監査を行い、その結果を当社取締役及び監査等委員会に報告を行うことで必要な管理を行う。

6) 監査等委員の職務を補助する使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき事務局の設置を取締役会に求めた場合には、内外から適切な人材を選任して事務局を設置する。使用人の場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を周知徹底させる。

7) 監査等委員ではない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制

- ・監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、監査に必要な書類を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ・当社及び当社子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に重要な影響を及ぼす事項を報告する。
- ・監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務執行方針、対処すべきリスク・課題、監査上の重要課題などの意見交換を行う。
- ・監査等委員会は会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還を請求した場合には、必要でないと認められた場合を除き、当該費用を会社

が負担する。

内部統制システムの運用状況

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に調査内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。現在の運用状況の概要は以下の通りです。

- ・取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。
- ・取締役会を定期的に開催し、中期経営計画の進捗状況と課題の把握とガバナンス強化のための議題に注力して監督を行っております。
- ・リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、グループ横断で変化する事業環境に応じたりスクの見直し及びその対策の検討を行ったほか、取締役会は、グループCROより報告を受けリスクマネジメントの状況の把握に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、グループのコンプライアンス状況の確認を行ったほか、取締役会は、グループCLOより報告を受けコンプライアンス状況の把握に努めております。
- ・情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、グループ横断で情報資産の管理及び情報セキュリティの強化に努めております。
- ・当社は13回の取締役会を開催し、中期経営計画の進捗確認とその課題対応とガバナンス強化のための議題に注力して監督を行いました。
- ・監査等委員は、取締役会、グループ経営会議並びに子会社の取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役社長や会計監査人との定期的な意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。
- ・取締役会の指揮のもと、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立的評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への排除に関しては、内部統制システムに関する基本方針で定めるほか、次の通り体制の整備に努めていくこととしております。

- (1) グループの行動基準にて反社会的勢力の排除、および反社会的行為の禁止を宣言しております。また、役員・従業員から毎年「行動基準・秘密情報の管理」に関する誓約書を受領しており、反社会的勢力の排除を含むコンプライアンスの遵守に関して周知確認を実施しております。
- (2) グループ人材統括部総務室を担当部署として、不当要求防止責任者を選任しており、反社会的勢力の排除に対して所轄警察との連携等を行うこととしております。また、取引先については基本契約締結時に反社会的勢力に関する確認を行い、反社会的勢力の排除に関する周知・徹底および対応強化に努めております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、次の通りです。

(1) 会社情報の適時開示に係る基本方針

会社情報の適時開示は、当社が社会的責任を果たすうえで、広く当社を理解してもらうことのできる唯一の手段であり、当社利害関係者への調整、およびコーポレート・ガバナンスの形成を担う重要な機能であると認識しており、その情報の取扱いについては、適時・適切、公平に提供していくこととしております。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

当社の業務等に関する重要事実、所管部門において適切に管理するとともに、適時開示の対象となる情報について、関係部門が連携して適時・適切な開示を行う体制としております。

なお、当社はお客様の決算情報を取扱うことから金融商品取引法や証券取引所の諸規則および社内の「インサイダー情報管理規程」の周知・徹底に努め、社内教育のカリキュラムとして研修を実施しております。

また、情報管理の社会的な情勢と影響に鑑みて、情報セキュリティ委員会を設置し、現在、セキュリティポリシーと関連諸規則の策定を行っており、全社的な情報管理体制の強化を図っております。

(3) 適時開示の流れ

業務等に関する重要な事項は、各会議体および報告で周知共有されており、適時開示対象事項については、情報取扱責任者の管理のもと、所定の開示手続きを実施することとしております。

緊急を要する発生事項やその他の重要な事項の決定や決算に関する情報については、情報管理責任者へ情報が集約され、内容を精査・確認し、適時開示の対象となる事項と判断される情報については、所定の開示手続きの後、リリースの配信・当社ホームページへの掲載等の方法で開示することとしております。

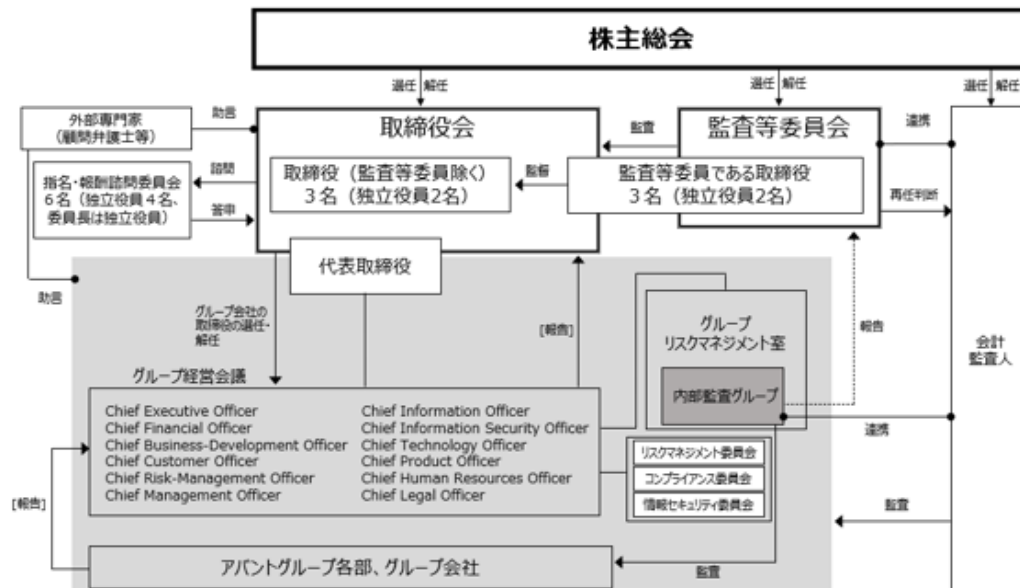
(4) 適時開示体制の監視状況

1) 監査等委員会

監査等委員会にて選定された監査等委員が取締役会その他重要な会議に出席しており、会社情報に係る重要な発生事項の報告、決定事項の状況について監査しているほか、決算情報と財政状態の確認を含め、総合的に適時開示に係る社内体制の運用状況を監視しております。

2) 適時開示に係る取締役会

当社では、決算情報ほか適時開示に該当する事項に関しては公認会計士を含む取締役により取締役会において、決議する適時開示書類および有価証券報告書の作成の適正性について確認を行っております。



	取締役			監査等委員である取締役		
	森川 徹治	中条 薫	安部 和志	春日 尚義	後藤 千恵	中野 誠
財務・会計の知見				●	●	●
法務・コンプライアンスの知見					●	
リーダーシップ (経営者経験)	●	●	●			
IT業界/SaaS経験	●	●				
企業価値の知見	●			●		●
Globalビジネスの経験		●	●	●		
組織・人財への知見	●	●	●	●	●	●

【適時開示体制の概要（模式図）】

